

グリーン化特例(軽課)

グリーン化特例による税額の軽減は、初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。

ガソリン車・ハイブリット車の排ガス規制は、平成30年排出ガス基準値50%低減達成車、または平成17年排出ガス基準値75%低減達成車(★★★★)

であり、また、下記燃費基準を満たす車両が対象となります。

対象車両の確認は、車両後部に添付されているステッカーや、自動車検査証の「備考欄」でご確認ください。

対象車両及び軽減率

グリーン化特例 対象車両	軽減率
電気軽自動車 ・ 天然ガス軽自動車	75%軽減
ガソリン車 ・ ハイブリット車 令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成	50%軽減

軽減額

(年額 単位円)

車両種別		標準税額	75%軽減	50%軽減	
四輪	乗用	自家用	10,800	2,700	-
		営業用	6,900	1,800	3,500
	貨物用	自家用	5,000	1,300	-
		営業用	3,800	1,000	-
三輪	乗用	営業用	3,900	1,000	2,000
	その他		3,900	1,000	-